

住民基本台帳制度等関係資料

総務省自治行政局住民制度課

社会保障・税番号制度関連法案の概要

(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案【内閣官房】

I 総則

II 個人番号

- 市町村長は、個人番号を定め、通知カードにより通知。
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。
- 個人番号の利用範囲を番号法に明記。地方公共団体の独自利用も可能。

III 個人番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。
- 市町村長等は、条例等で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。

IV 特定個人情報の提供

- 特定個人情報の提供は原則禁止。情報提供ネットワークシステムを使用している場合など、番号法の規定によるもののみが可能。

V 特定個人情報の保護

VI 特定個人情報保護委員会

VII 法人番号

VIII 雑則

- 個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

IX 罰則

(2)関連整備等法案【内閣官房】

①住民基本台帳法の一部改正
【総務省】

②公的個人認証法の一部改正
【総務省】

⋮
⋮
⋮
⋮
⋮

(3)地方公共団体情報システム機構法案
【総務省】

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策における利用の促進を図るとともに、必要に応じ、他の行政分野及び民間における利用が可能となるように行う。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理に必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。
- 政令で定める者が安全基準に従って、ICチップの空き領域を本人確認のために利用。（民間事業者については、当分の間、政令で定められないものとする。）

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法に規定するものに限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の修正を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加える。

個人番号の主な利用範囲

⇒ 社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用

社会保障分野	年金分野	<p>⇒ <u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○ 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○ 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○ 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p>等</p>
	労働分野	<p>⇒ <u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○ 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p>等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒ <u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○ 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○ 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○ 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○ 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○ 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○ 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○ 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p>等</p>
税分野	<p>⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p>⇒ <u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p>	

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用

番号法案の修正概要①

1. 番号制度の基本理念の追加

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、必要に応じ、他の行政分野及び民間における利用が可能となるように行われなければならない。【第3条第2項】

2. 国、地方公共団体の責務、事業者の努力規定の追加

基本理念にのっとり、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じる。【第4条～第6条】

国の責務：①個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施する。②教育活動、広報活動等を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努める。【第4条】

地方の責務：個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する。【第5条】

事業者の努力：国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努める。【第6条】

3. 通知カードの送付による個人番号の通知等

(1) 全員に個人番号等が記載された「通知カード」を送付し、個人番号の通知を行う。【第7条第1項】

(2) 個人番号の通知を受けた者は、通知カードと引き換えに個人番号カードの交付を受ける。【第17条第1項】

(3) 市町村長は、個人番号カードの交付の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。【第7条第3項】

4. 個人番号カードの利用等

(1) 個人番号の利用に関する施策の推進は、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理においてその活用が図られるように行われなければならない。【第3条第3項】

(2) 市町村の機関、その他政令で定める者は、条例(政令で定める者にあつては、政令)で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、個人番号カードのカード記載事項が記録された部分と区分された部分に一定の事項を電磁的方法により記録して利用することができる。【第18条】

5. 本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カード等の提示を受けること又はこれらに代わるべき政令で定める措置により、本人確認をしなければならない。【第16条】

番号法案の修正概要②

6. 情報提供ネットワークシステムの利用の促進

個人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関等が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、必要に応じ、行政機関等が特定個人情報以外の情報の授受にもその用途を拡大することが可能となるように行われなければならない。【第3条第4項】

7. 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。【第24条】

8. 特定個人情報保護委員会の所掌事務の追加等

「個人番号情報保護委員会」の名称を、「特定個人情報保護委員会」に改める。【第36条第1項ほか】

委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。【第54条第1項】

9. 検討等

- (1) 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、情報提供ネットワークシステムの用途拡大(特定個人情報以外の情報提供への活用)について検討を加える。【附則第6条第1項】
- (2) 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加える。【附則第6条第2項、3項】
- (3) 本人確認措置に係る新たな認証技術の導入の検討を加える。【附則第6条第4項】
- (4) マイ・ポータルを設置及びその活用等を図るために必要な措置を講ずる。【附則第6条第5項、第6項】
- (5) 政府は、適時に、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行う。【附則第6条第7項】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行うため、所要の措置を講ずるもの。

番号法の施行に伴う関係法律の整備等のため36本の関係法律を束ねてその一部を改正する法律案

○個人番号関係(利用範囲関係以外)

- ・ 地方自治法の一部改正
- ・ 国民年金法の一部改正
- ・ 住民基本台帳法の一部改正
- ・ 住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正
- ・ 総務省設置法の一部改正

○個人番号カード関係

- ・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正
- ・ 地方公共団体情報システム機構法の一部改正

○利用範囲関係

- ・ 地方税法の一部改正
- ・ 租税特別措置法の一部改正
- ・ 国税通則法の一部改正
- ・ 所得税法の一部改正
- ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正

○特定個人情報保護委員会関係

- ・ 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
- ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正
- ・ 内閣府設置法の一部改正

○法人番号関係

- ・ 商業登記法の一部改正
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正
- ・ 信託法の一部改正
- ・ 信用金庫法の一部改正
- ・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正
- ・ 労働金庫法の一部改正
- ・ 資産の流動化に関する法律の一部改正
- ・ 保険業法の一部改正
- ・ 財務省設置法の一部改正

○罰則関係

- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

○その他ハネ改正

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 児童手当法の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正
- ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正
- ・ 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正
- ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正

○附則(施行期日)

住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

公的個人認証法の一部改正について

1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

- 自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大(総務大臣が認める民間事業者を追加)

- 民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。
(例:インターネット上での預金口座開設等)
- これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

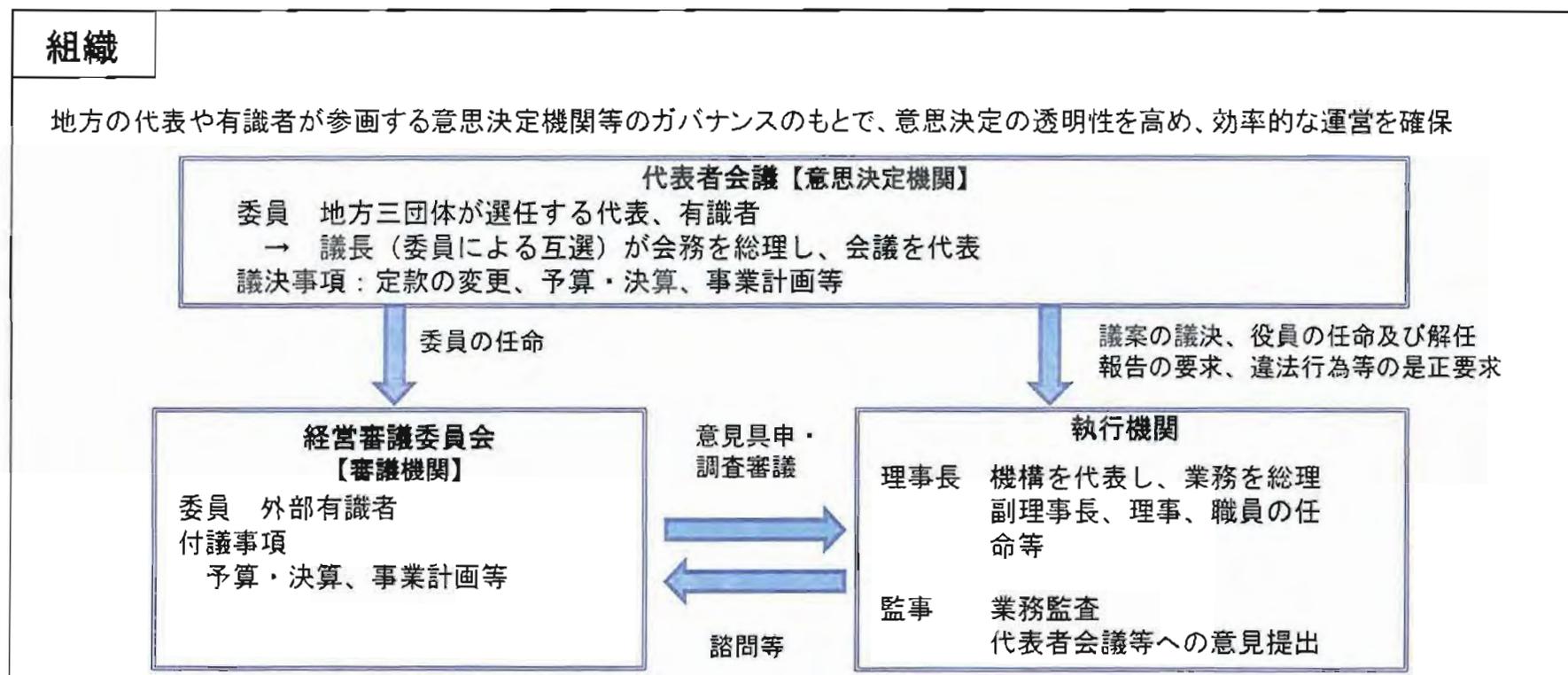
- 電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

4. 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。
- 機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

地方公共団体情報システム機構法案の概要

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。



社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

(H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)

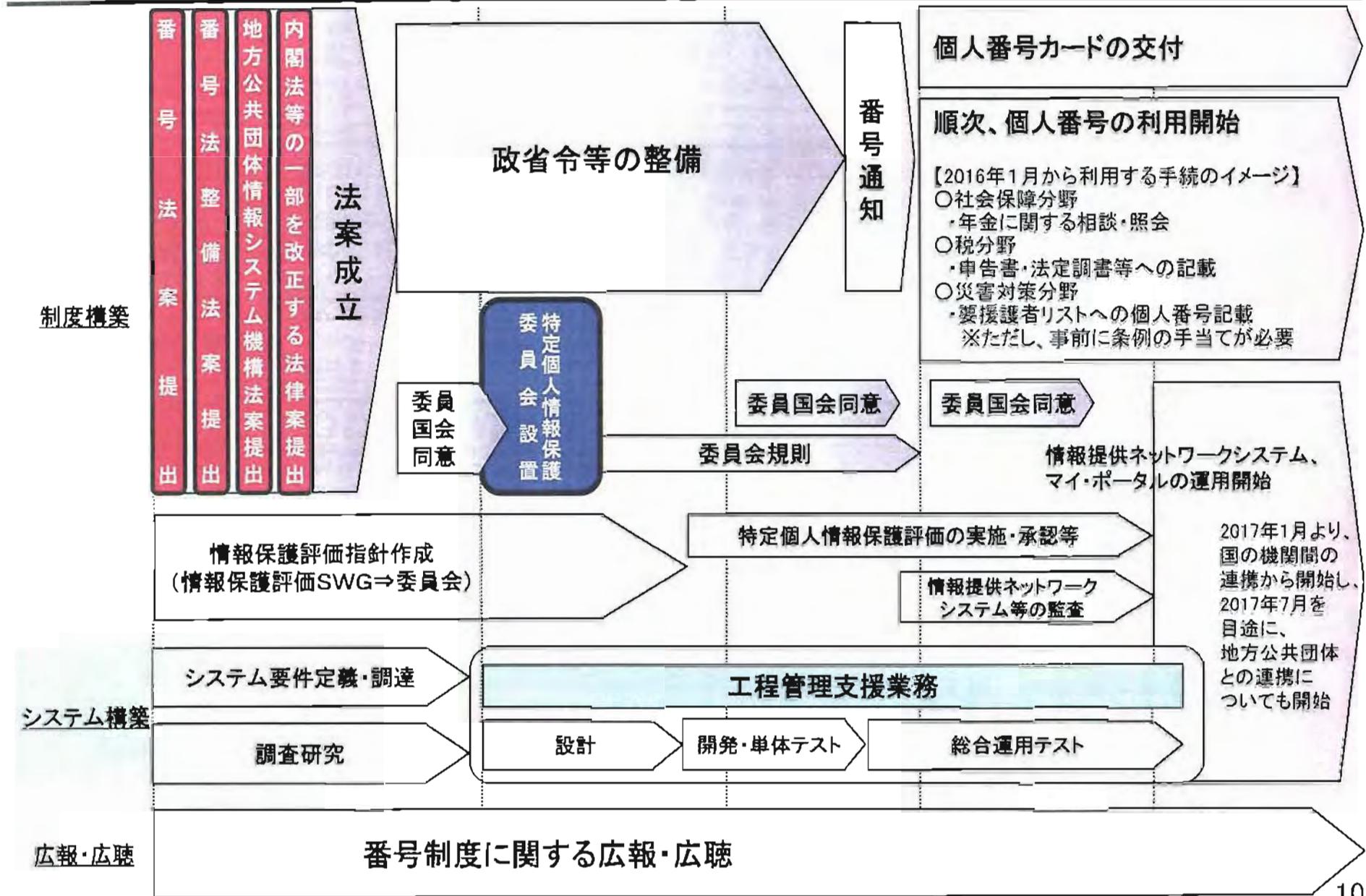
2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)



「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」について

目的

- 「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、国において関係法案等の準備が進められる中、地方公共団体においても、番号制度の目的や期待される効果等についての理解を深めるとともに、地方公共団体における番号制度を活用した事務の改善等の具体的な取り組み例やその際の留意点等を明らかにする。

主な検討事項

- 番号制度の導入に伴う地方公共団体の事務の見直し
- 番号制度の導入に伴うシステム改修等の対応
- 番号制度を活用した窓口事務その他の業務改善
- 番号制度導入に伴う個人情報保護条例・情報セキュリティ対策の見直し 等

研究会の構成

- 学識経験者、地方公共団体等の職員で構成

<学識経験者(敬称略)>

須藤修(東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)、石井 夏生利(筑波大学図書館情報メディア系准教授)

井堀 幹夫(東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員)、小尾 高史(東京工業大学情報工学研究所准教授)

<地方公共団体> 岡山県、徳島県、川口市、千葉市、三鷹市、神戸市、多久市、秋田県井川町、神奈川県町村情報システム協同組合、<中央省庁> 内閣官房、厚生労働省、総務省、<指定情報処理機関> (財)地方自治情報センター

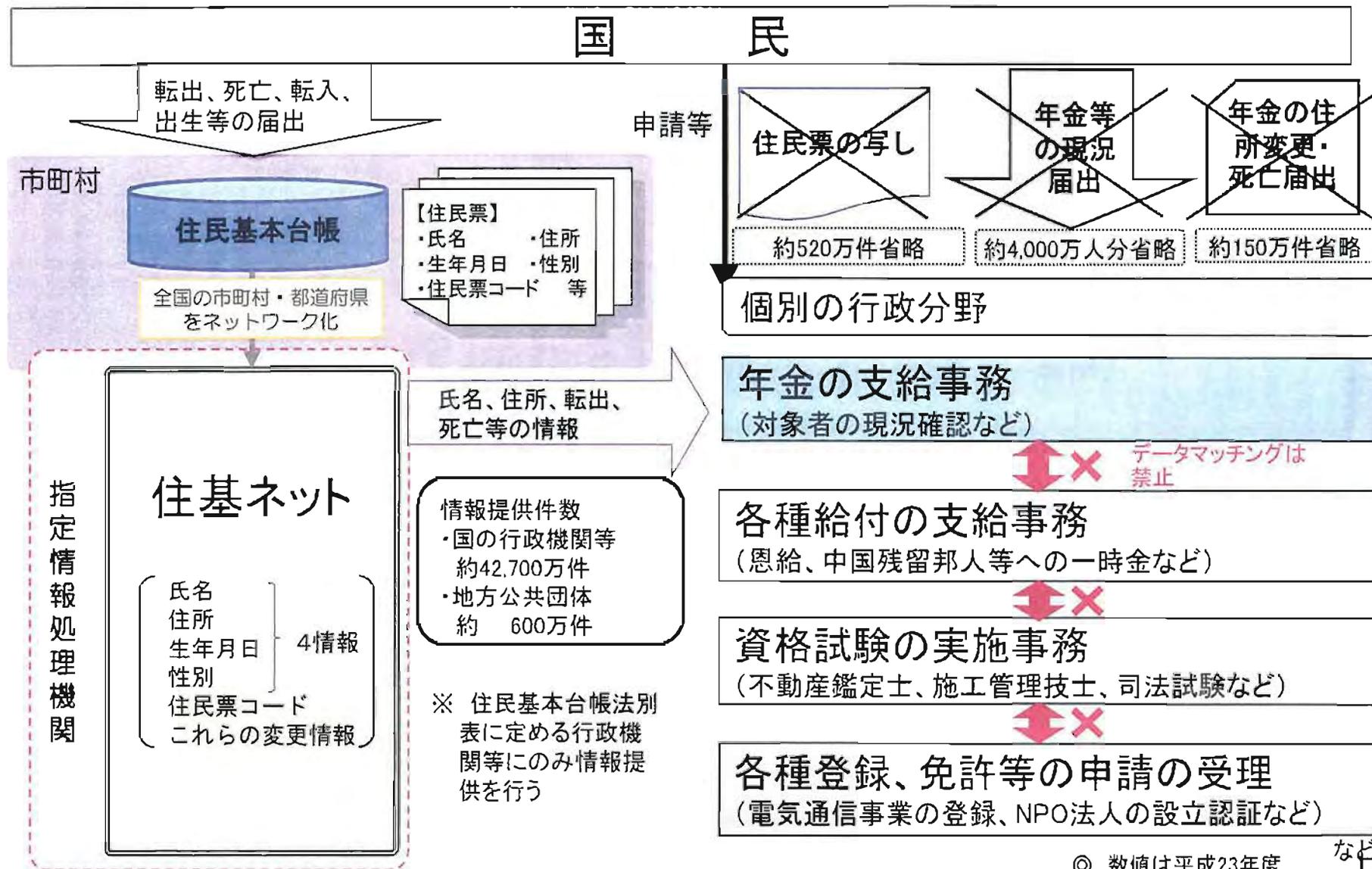
スケジュール

- 平成23年10月 第1回会合開催 平成24年 6月 第4回会合開催
- 平成24年 1月 第2回会合開催 平成24年 8月 第5回会合開催
- 平成24年 4月 第3回会合開催

※平成24年9月、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)」を作成し、各地方公共団体へ配布
平成24年9～10月、各都道府県において説明会を開催

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)



住民基本台帳カードの交付状況

住基カードの交付状況

H24. 4月～H24. 12月の全国交付枚数 約58万枚

↳ 累計 約714万枚 (H24. 12. 31現在)

(H24. 3. 31現在の累計交付枚数 約656万枚)

※仮に、656万枚を全人口(約1億2,666万人、H24.3.31住基人口)で割ると約5.1%

住基カード多目的利用団体数

143市区町村 (H20. 4. 1現在) ⇒ 185市区町村 (H24. 4. 1現在)
(H23. 4. 1時点 182市区町村)



(4月～3月)



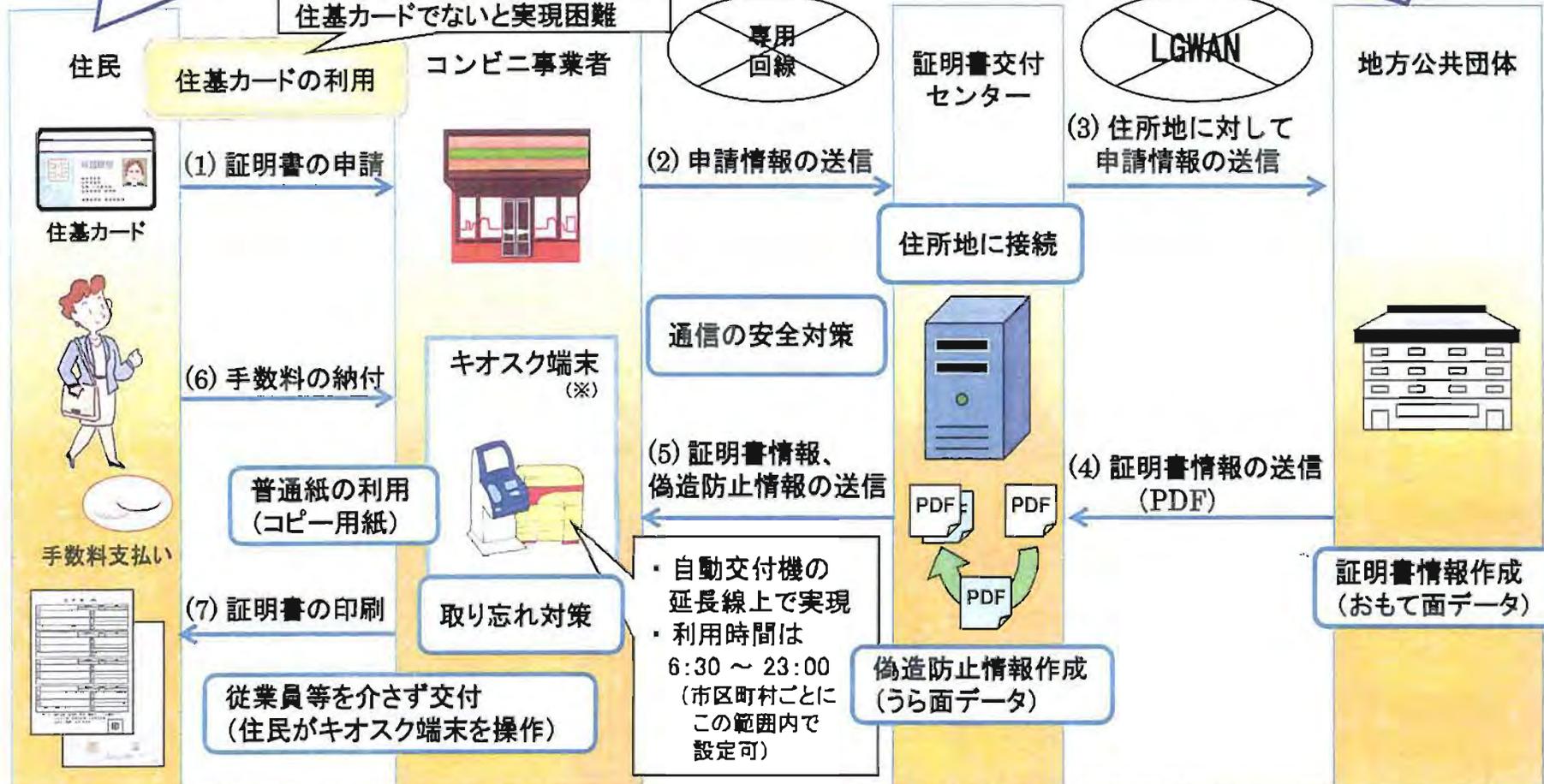
(～H24.3月) 13

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取る事が可能

コンビニが設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

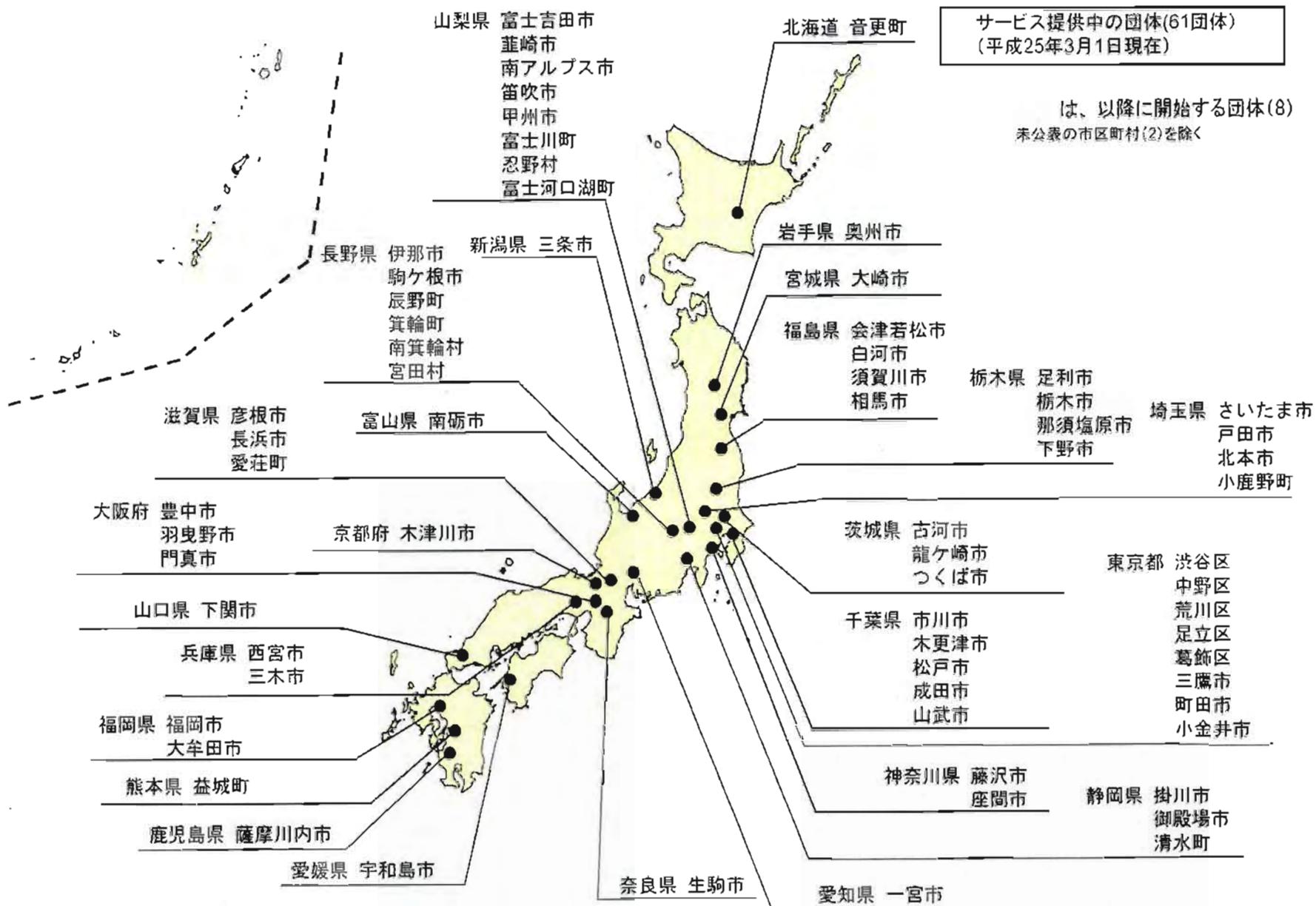
全国共通の仕様が必須であり、住基カードでないと実現困難



- ・平成25年3月1日現在で61市区町村が参加。平成25年9月までに、71団体が参加の予定。
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しが交付可能。
- ・コンビニ事業者は、セブンイレブン(約14,800店舗:平成24年12月末時点)。
 他の事業者は、機器のリプレース時に参入する方向で検討中。

(※) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

市区町村の参加状況



公的個人認証サービスの概要

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約233万件（2013年1月末現在）

